

答申保第42号
平成26年9月5日
(諮問保第50号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成24年7月12日付けで「鹿児島県総務部学事法制課が保管する、平成14年6月12日諮問第58号（諮問庁県公安委員会平成15年度答申第49号）の一件記録一切（処分理由説明書（公安委員会作成）、審査会聴聞に対する平成15年2月18日公安委員会の録取（審査会作成の録取書）、同請求人の録取（審査会作成の録取書）、審査会議事録他。）」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成24年8月6日付け学法第156号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成24年10月9日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本件処分を取消し全部開示して頂きたい。隠蔽されているままでは、この事件は解決できない。

イ 本件対象保有個人情報は、条例第13条第2号ただし書ア及びイに該当し、開示されるべきものと考えられる。

ウ 実施機関の本件処分理由条例第13条第2号本文、6号及び7号は漫然とし根拠を欠く。

エ 一部開示決定通知書の別紙で、「鹿児島県情報公開審査会会次第中のあなたに関する情報」と言っているながら、条例第13条第6号及び第7号を根拠に不開示としたところ、実施機関の処分理由が相反し矛盾している。

オ 実施機関は「今後の公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必

要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と述べるものようである。それは開示義務の前提を欠き逸脱し、開示請求者の権利を剥奪しているものである。鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項から第4項に審査会の調査権限は定められているものである。

カ 本件対象保有個人情報、条例第15条に規定する裁量的開示に該当するものと言わざるを得ない。

キ 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第13条「審査会は、不服申立人等から審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めるものとする。」と定められている。本件対象保有個人情報は、異議申立人に開示されるべきものである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

異議申立人が平成14年に行った、鹿児島県警察本部長の公文書不開示決定処分に対する鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への審査請求について、鹿児島県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問された諮問第58号事案に係る別表1記載の保有個人情報

(2) 一部開示決定の理由

対象保有個人情報に別表2のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月15日	諮問を受けた。
11月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成25年1月9日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
3月11日	異議申立人から意見書を受理した。
3月13日	異議申立人から補充意見書を受理した。
7月22日	異議申立人から補充意見書を受理した。
9月27日	異議申立人から追加資料を受理した。
10月2日	異議申立人から追加資料を受理した。
10月10日	異議申立人から追加資料を受理した。

10月16日	異議申立人から追加資料を受理した。
11月21日	異議申立人から追加資料を受理した。
12月24日	異議申立人から追加資料を受理した。
平成26年3月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
8月6日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、別表2の不開示理由のとおり本件不開示情報1を条例第13条第2号、本件不開示情報2を条例第13条第6号及び第7号、本件不開示情報3及び本件不開示情報4を条例第13条第7号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号、第6号及び第7号の不開示情報に該当するか及び異議申立人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、異議申立人以外の個人の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

異議申立人は、条例第13条第2号ただし書ア及びイに該当するので、開示すべきだと主張している。しかしながら、異議申立人の主張には何ら具体的な根拠がなく、同号ただし書ア及びイに該当しないものと認められ、同号ただし書ウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第6号（審議，検討等に関する情報）該当性について

(ケ) 条例第13条第6号

条例第13条第6号では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報2の条例第13条第6号該当性

条例第42条は、「開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等について，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは，当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。」と規定している。審査会は，不服申立てに係る争訟手続の一部に位置する機関であり，政策や制度のあり方などについて建議する審議会とは異なり，保有個人情報の非開示決定等に対する不服申立てがなされた場合に，実施機関からの諮問を受け，実施機関から提出された処分理由説明書と不服申立人から提出された意見書等に基づき双方の主張を検討し，非開示決定等の適法性・妥当性を審議し，その結果を実施機関に答申するものである。このような審査会の性質上，審査会では委員が非開示等とされた公文書を直接見分し，公正・中立な立場から自由かつ率直に討議を行っている。そのため，審査会条例第14条は，「審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は，公開しない。」と規定しており，審査会は非公開で行われている。

本件不開示情報2は，旧審査会での審議における詳細かつ率直な意見が記載されている。このような審査会の審議内容が開示されることになれば，審査会における今後の不服申立て事案の審議，検討等において，率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって，本件不開示情報2を条例第13条第6号に該当するとして不開示とし

た実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報2は、条例第13条第6号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第7号該当性については判断するまでもない。

エ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号

条例第13条第7号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

なお、本件対象保有個人情報に係る文書は、審査会の事務局である実施機関が、諮問第58号事案の調査審議に係る事務の遂行において作成又は取得した文書であることから、同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

(イ) 本件不開示情報3の条例第13条第7号該当性

本件不開示情報3は、警察による捜査の詳細に関する情報である。

異議申立人は、審査会条例第9条第1項から第4項に審査会の調査権限は定められているものであるから、実施機関が「今後、公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と述べているのは、開示義務の前提を欠き逸脱し、開示請求者の権利を剥奪している旨主張している。

審査会条例第9条第1項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。」、第2項は、「諮問実施機関は審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」、第3項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記載されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。」、第4項は「第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」と規定している。

異議申立人の主張は、審査会は権限があるのだから、諮問実施機関から資料提供等の協力を得られなくなると主張するのはおかしいという趣旨であると考えられるが、諮問実施機関が必ず審査会へ提示しなければならないのは、審査会条例第9条第1項に規定されている公文書又は保有個人情報のみであり、第3項に規定する資

料に関しては、提出を求めることができると規定しているに過ぎず、諮問実施機関が必ず応じなければならないとは規定していない。

このため、開示することによって、今後の公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報3を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報4の条例第13条第7号該当性

諮問第58号事案は、存否応答拒否による不開示決定処分に対する審査請求に係る諮問事案である。

本件不開示情報4は、諮問第58号事案の対象公文書の存否に関する情報であり、旧審査会で、存否応答拒否による不開示処分が妥当であると判断されている場合において、対象公文書の存否が分かる情報を開示すると、審査会の調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報4を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

(ア) 条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

異議申立人は、条例第15条に該当するので開示すべきだと主張している。

しかしながら、異議申立人の主張には何ら具体的な根拠がなく、本件処分において不開示とした情報は、条例第13条第2号、第6号及び第7号の不開示情報に該当すると認められるところ、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

したがって、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

カ その他の主張について

(ア) 審査会条例第13条について

異議申立人は、審査会条例第13条を根拠として開示を求めている。

審査会条例第13条は、「審査会は、不服申立人等から審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めるものとする。」と規定している。

審査会条例の解釈・運用を定めた「鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の手引」によると、「正当な理由があるとき」としては、不開示情報が記録されていると認められる場合が考えられるとあることから、異議申立人は本件不開示情報の開示を求めることはできない。

(イ) その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表1 対象保有個人情報

No.	開示請求に係る対象保有個人情報の内容
1	平成14年6月12日付け鹿公委第10号「公文書不開示決定に係る審査請求について（諮問）」中のあなたに関する情報
2	「諮問に係る対象公文書及び処分理由説明書の提出について（伺い）」（平成14年6月20日決裁）中のあなたに関する情報
3	平成14年8月22日付け鹿公委第17号「処分理由説明について（回答）」中のあなたに関する情報
4	「処分理由説明書（写し）の送付及び意見書の提出について（伺い）」（平成14年8月28日決裁）中のあなたに関する情報
5	「第17回鹿児島県情報公開審査会の開催について（伺い）」（平成14年10月3日決裁）中のあなたに関する情報
6	「平成14年10月10日発表資料」中のあなたに関する情報
7	「口頭による意見陳述の通知について（伺い）」（平成15年1月21日決裁）中のあなたに関する情報
8	平成15年1月27日付け「口頭による意見陳述（及び補佐人同伴許可）申出書」中のあなたに関する情報
9	「第21回鹿児島県情報公開審査会の開催について（伺い）」（平成15年2月5日決裁）中のあなたに関する情報
10	「平成15年2月13日発表資料」中のあなたに関する情報
11	不開示決定処分に係る関係文書の提出依頼について（伺い）（平成15年2月20日決裁）」中のあなたに関する情報
12	「第22回鹿児島県情報公開審査会の開催について（伺い）」（平成15年3月11日決裁）中のあなたに関する情報
13	平成15年3月24日鹿公委第37号「文書提出について（回答）」中のあなたに関する情報
14	「平成15年3月25日発表資料」中のあなたに関する情報
15	「鹿児島県情報公開審査会（小委員会）及び第23回鹿児島県情報公開審査会の開催について（伺い）」（平成15年4月14日決裁）中のあなたに関する情報
16	「諮問第58号に対する審査会の答申について（伺い）」（平成15年4月30日決裁）中のあなたに関する情報
17	平成15年6月27日付け「裁決書の送付について」中のあなたに関する情報
18	「請求人（〇〇）に関する事案説明資料」中のあなたに関する情報
19	「第17回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報
20	「第21回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報
21	諮問第58号に係る処分理由説明時の資料（国の情報公開審査会答申（存否応答拒否）一覧）
22	「第22回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報
23	「第23回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報
24	諮問第58号に係る答申案
25	諮問第58号に係る答申案検討資料
26	「第17回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報
27	「第21回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報
28	「第22回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報
29	「第23回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報

別表2 不開示情報

(1) 本件不開示情報1

No.	開示請求に係る保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
25	諮問第58号に係る答申案検討資料	本県答申例諮問第49号中の個人の氏名	○ 条例第13条第2号（第三者に関する情報） 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
26	「第17回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報	20頁13行目及び15行目（黒枠で白抜きされている部分は、行数から除く。）	

(2) 本件不開示情報2

No.	開示請求に係る保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
26	「第17回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報	12頁事務局説明の次行から19頁25行目まで	○ 条例第13条第6号（審議、検討等に関する情報） 該当 審査会における審議、検討に関する情報であって、開示することにより、審査会における将来の同種の審議、検討等において率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため不開示である。 ○ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報） 該当 対象公文書の存否に関する情報であり、当該情報を開示することにより、旧審査会において存否応答拒否は妥当と判断したにも関わらず、対象公文書の存否が明らかとなるなど、諮問事案についての調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示である。
27	「第21回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報	3頁30行目から7頁37行目まで 17頁11行目から21頁25行目まで	
28	「第22回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報	1頁13行目から8頁13行目	

(3) 本件不開示情報3

No.	開示請求に係る保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
4	「処分理由説明書(写し)の送付及び意見書の提出について(伺い)」（平成14年8月28日決裁）中のあなたに関する情報	「請求人（〇〇）に関する事案説明資料」中「2 開示請求に至るまでの経緯」の記載及び「3 請求人に対する説明の状況等」②の記載	○ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報） 該当 警察による捜査の詳細に関する情報であり、当該情報を開示することにより、今後、公安委員会からの諮問事案について、審査会における審議に必要な情報を得ることが困難となり、調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示である。
18	「請求人（〇〇）に関する事案説明資料」中のあなたに関する情報	「2 開示請求に至るまでの経緯」の記載及び「3 請求人に対する説明の状況等」②の記載	
27	「第21回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報	1頁30行目8文字目から2頁16行目29文字目まで	

(4) 本件不開示情報4

No.	開示請求に係る保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
4	「処分理由説明書(写し)の送付及び意見書の提出について(伺い)」(平成14年8月28日決裁)中のあなたに関する情報	「請求人(〇〇)に関する事案説明資料」中「3 請求人に対する説明の状況等」①の記載	○ 条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)該当 対象公文書の存否に関する情報であり、当該情報を開示することにより、旧審査会において存否応答拒否は妥当と判断したにも関わらず、対象公文書の存否が明らかとなるなど、諮問事案についての調査審議に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示である。
11	不開示決定処分に係る関係文書の提出依頼について(伺い)(平成15年2月20日決裁)」中のあなたに関する情報	起案文の一部 根拠規定の一部 提出依頼文書の名称等	
13	平成15年3月24日鹿公委第37号「文書提出について(回答)」中のあなたに関する情報	提出文書の名称等	
18	「請求人(〇〇)に関する事案説明資料」中のあなたに関する情報	「3 請求人に対する説明の状況等」中①の記載並びに②の記載の下の黒線で囲んだ部分及びそれ以降の記載	
19	「第17回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報	配布資料名の一部	
20	「第21回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報		
22	「第22回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報		
23	「第23回鹿児島県情報公開審査会会次第」中のあなたに関する情報		
27	「第21回鹿児島県情報公開審査会議事録」中のあなたに関する情報		2頁19行目5文字目から33行目まで